

# いわき市営いわき平競輪の実施に関する事務の私人への委託に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）第3条に基づき、市が行う同条第2号及び第3号の事務（以下「競輪事務」という。）を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 競輪事務の私人への委託については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「施行規則」という。）並びにいわき市自転車競走実施条例（昭和41年いわき市条例第48号）、いわき市自転車競走実施規則（昭和41年いわき市規則第25号）その他の市長が定める規則のほか、この要領の定めるところによる。

## (委託の相手方に関する基準)

第3条 市長は、施行規則第3条第2項各号に掲げる者のほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に競輪事務を委託しないものとする。その者を役員とする法人についても、同様とする。

## (委託契約)

第4条 競輪事務の委託契約は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

## (公金の払込み)

第5条 施行規則第3条第1項第2号に定める公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、市長の指定する期日までに市長の指定する金融機関に払い込まなければならない。

## (検査)

第6条 市長は、委託した競輪事務の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、委託の相手方に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿書類その他必要な物件を検査することが出来る旨を委託契約に定めるものとする。

(公表)

第7条 市長は、第4条に規定する委託契約を締結したときは、その旨を公表するものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、競輪事務の委託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月28日から施行する。